体育・スポーツ活動用物品貸出要領

第1 目的

この要領は、市民の体育・スポーツ活動を積極的に推進するため、一般社団法人 久慈市体育協会(以下「本協会」という。)が管理及び保有する体育・スポーツ活 動用物品(以下「物品」という。)の貸出について必要な事項を定めることを目的 とする。

第2 貸出物品

貸出する物品は、別表のとおりとする。

第3 貸出機関

物品の貸出は、本協会が行う。

第4 貸出対象者

貸出対象者は、本協会の会員、賛助会員、市内の学校・保育所等、スポーツ少年 団、社会教育・社会体育関係団体、自治会・町内会及び本協会が適当と認める者と する。

第5 貸出の申請及び許可等

物品の貸出に関する申請及び許可等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の借受けを希望する者(以下「借受者」という。)は、借受しようとする 物品の有無を確認の上、借受申請書兼誓約書(様式第1号)を提出するものとす る。
- (2) 本協会は、借受申請書を審査し、適当と認めたときは、貸出許可書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、複数の借受申請があった場合は、体育施設利用の優先順により許可するものとする。
- (3) 借受者は、物品を本協会から直接受け取り、利用する。
- (4) 借受者は、利用後、利用状況報告書(様式第3号)を添えて遅滞なく返却する ものとする。また、借受した物品を滅失又は損傷したときは、物品滅失損傷報告 書(様式第4号)により届け出て本協会の指示を受けなければならない。
- (5) 貸出料金は、別に定めのあるものを除き、無料とする。
- (6) 使用場所は、原則市内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。
- (7) 貸出期間は、原則5日以内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。

第6 注意義務

借受者は、善良な管理者の注意をもって物品を取り扱わなければならない。なお、物品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、本協会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

第7 遵守事項

借受者は、物品を使用するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱方法や使用方法を十分理解したうえで適正利用すること。
- (2) 許可なく営利目的活動には利用しないこと。
- (3) 目的外には利用しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動には利用しないこと。
- (5) 政治活動用及び宗教活動用には利用しないこと。
- (6) 貸出許可の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を委託しないこと。
- (7) その他利用に関する本協会の指示に従うこと。

第8 許可の取消

本協会は、借受者がこの要領の規定に違反し、かつ、是正される見込みがないと 認めるときは、使用を禁止し、貸出許可を取消すことができるものとする。

第9 損害賠償

本協会は、借受者が物品を滅失、損傷その他の損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって賠償させることができる。

第10 疑義の解決

その他この要領に定めのない事項は、借受者と本協会が協議して解決するものと する。

第11 施行期日

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

体育・スポーツ活動用物品借受申請書兼誓約書

年 月 日

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名	
代表者名	
使用責任者	
所在地	
電話番号	

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり申請します。

	借受	年	月	日	(曜日	3)	時	分	から
借受期間 (利用時間)	(利用開始) (利用終了)		年 年	月月		1 (曜日)曜日)		時 時	分から 分まで
(13)13:31:37	返却	年	月	日	(曜日	1)	時	分	まで
借受目的										
使用場所										
		物品	品名				数量			備考
借受物品										
及び数量										
誓約事項	物品の借受けに際して、次の事項を誓約します。 1 物品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用を負担します。 2 使用者または使用によって他の者に危害を加えた場合は、その治療費用等を負担します。 3 上記のほか、体育・スポーツ活動用物品貸出要領を遵守し利用します。									

汝.	事務局長	事務局次長	担当者	受付者	
1/					
裁					

受付年月日

体育・スポーツ活動用物品貸出許可書

年 月 日

様

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により次のとおり条件を付して物品の貸出を許可します。

About the ele	貸出	年 月	日	(曜日)	连 分x	から
貸出期間 (利用時間)	(利用開始) (利用終了)	•	月 月	日 (日 (曜日) 曜日)	時 時	分から 分まで
(1.47.13.13.141)	返却	年 月	日	(曜日)	分	まで
利用目的							
使用場所							
貸出物品 及び数量	物	品名		数	量		備考
(許可条件)							
留意事項	2 使用前。 3 返却時	字に変更が こは必ず点 こは使用し まか、体育	生じた 検して た相当	場合は、 くださv 分の燃料	速やかに \。 ∤等を補約	申し出て	てください。 ださい。

※借受及び返却の際には必ず本書をお持ちください。

貸出窓口			返却窓口			
□市民体育館	□第二体育館		□市民体育館	□第二体育館		
□総合運動場	□その他()	□総合運動場	□その他()	

体育・スポーツ活動用物品利用状況報告書

(提	ш	H	٠,١
(1)正	ш	ΙŢ	ロノ

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名	
代表者名	

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり報告します。

		> (1 1 2)	. 12 12 11			• • •			
(井 · 江 · 田田	借受	年	月	日	(曜)	∃)	時	分	から
借受期間	(利用開始	台) 在	丰	月	日 (曜日)		時	分から
(4) H n+ 88)	(利用終了	(1)	丰	月	日 (曜日)		時	分まで
(利用時間)	返却	年	月	日	(曜	∃)	時	分	まで
利用目的									
使用場所									
4月田 李粉	幼児	小学生	: 1	中学生	高	校生	— ∮	段	合計
利用者数									
		物品名			娄	女量		1	備考
返却物品									
及び数量									
損傷及び異									
常等の有無									
備考	(お気づき	の点なる	どがこ	ございま	したり	うお書き	きくた	ざい	,)

確	事務局長	事務局次長	担当者	受付者	
認					

返却年月日	

体育・スポーツ活動用物品滅失損傷報告書

/ r m .		- 1	`
(提)	44	. 4	٦١

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名	
代表者名	
使用責任者	
所在地	
電話番号	

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり届出します。

発	生	日	時	年	月	日	()		時	分頃	
場			所									
内			容									
備			考									

物品名	数量	備考